定款変更手続を欠く属人的定めの効力と会社法 502 条に違反する決算報告承認決議の 無効

【文 献 種 別】 判決/東京地方裁判所

【裁判年月日】 平成 27年9月7日

【事件番号】 平成26年(ワ)第26378号

【事 件 名】 株主総会決議無効確認等請求事件

【裁判 結果】 一部認容

【参 照 法 令】 会社法 109 条 2 項・502 条・504 条・830 条 2 項

【掲載誌】判時 2286号 122頁、判タ 1422号 371頁、金判 1492号 50頁、金法 2041号 88頁

LEX/DB 文献番号 25531434

事実の概要

Yは、Xの完全子会社として、平成24年12月26日に設立された株式会社(閉鎖会社)である。

平成25年1月8日、XとZ(被告補助参加人)は、 「Zは、Yの発行済株式総数の3分の2を保有す るものとすること(第2項)」、「X及びX社長A は、除染に関し、それぞれが所有する知的財産権 (ノウハウ、営業秘密等を含む。) の全てについて、 速やかに、Yに独占的な専用実施権(期間3年) を賦与するとともに、本合意の成立後、Y社長か らの文書による別段の指示がある場合を除き、一 切の除染に係る事業活動に関与しないものとする こと(第3項)」、「Yの解散時における残余財産 については、現預金その他の金融資産全てをZが、 金融資産以外の全ての財産をXがそれぞれ配分を 受けるものとすること(第6項)|等の内容を含 む基本合意を締結した(以下「本件基本合意」とい う。)。 Zは、平成25年1月9日、本件基本合意 に基づき、Yの株式を引き受けた。

X、Y、Z及びZの親会社であるBは、平成25年1月25日、Zが保有するYの株式の一部をBに譲渡するとともに、今回の株式譲渡は、ZとXとの事業提携に関する本件基本合意書にいささかの変更をもたらすものではないことを確認する旨の覚書を交わした(以下「本件覚書」という。)。

Xは、Zに対し、平成25年3月22日、本件基本合意を解除する旨通知した。Yは、平成25年11月20日開催の株主総会において、Xが本件基本合意に基づく特許権の専用実施権を付与し

なかったことから、Yの事業遂行が不可能になったとして、Yを解散する旨の決議をした。当該決議当時、Xが18,000株、Cが2,000株、Zが40,000株、それぞれYの株式を保有していた。

Yは、平成26年6月30日、同日時点の残余財産である7,994万227円のうち、XがYの経費として支払請求をしている額の一部である217万2,687円を留保した上で、その余の7,776万7,540円について、Cに対しては、Yの株式保有割合に応じて259万2,251円を、Zに対しては、その余の7,517万5,289円を残余財産として分配した。

Xは、Yに対し、平成26年7月4日到達の内容証明郵便により、XがYに対して少なくとも229万7,220円の債権を有している旨主張するとともに、Xの保有する株式数に応じた残余財産の分配をするよう請求した。

Yは、平成26年7月10日、留保した217万2,687円について、Cに対しては、Yの株式保有割合に応じて7万2,423円を、Zに対しては、その余の210万264円を残余財産として分配した。Yは、同日開催の臨時株主総会において、清算事務が終了したとして、決算報告を承認する旨の決議をした(以下「本件決議」という。)。

Xは、本件決議が無効であることの確認を求めるとともに、残余財産の分配及びその請求の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

判決の要旨

1 本件基本合意第6項について

「本件基本合意第6項は、残余財産の分配を受 ける権利に関する事項について、株主ごとに異な る取扱いを行うものであるから、定款で定めるこ とが必要であるが、その趣旨は、……、特殊決議 によることとして、特に少数派株主の利益保護を 図ろうとしたものと解される。そうすると、残余 財産の分配に関する属人的な定めについて、定款 変更という形式がとられなくても、全株主が同意 している場合などには、定款変更のための特殊決 議があったものと同視することができるし、他に 権利を害される株主がいないのであるから、会社 法109条2項の趣旨に反するところはなく、有 効であると解すべきである。(なお、このように 解さないで、前記の属人的な定めについて、全株 主が同意しているのに、定款変更という形式がと られなかったことのみをもって、その効力が否定 されると解することは、禁反言の見地から相当で ないと思われる。)」

2 本件決議についての無効事由の 有無について

「清算会社は、清算会社に対する債権の存在を主張する者がいる場合には、債権者が債権の存在及び額についての根拠を全く示さないなどといった特段の事情がない限り、その存否及び額が確定するまでは、相当財産を留保しない限り、株主に対する残余財産の分配を行ってはならず、その存否及び額を確定することに努めるべきものと考えられる。」

「会社法 502 条に違反する残余財産の分配をしたことを内容とする決算報告書を承認する決議は、その内容が法令に違反するものと解される。」

判例の解説

一 本判決の意義

公開会社でない株式会社(閉鎖会社)においては、配当、残余財産分配及び議決権について株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めることができる(会社109条2項)。本判決は、この属人的な定めが定款の形式をとっていない場合でも、その当時の全株主の同意があれば有効であるとの

判断を示したところに意義がある。

また、会社法 502 条は、残余財産の分配は清算会社の債務を弁済した後でなければならないとしつつ(本文)、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合をその例外としている(ただし書)。本判決は、この会社法502 条ただし書の適用基準を示したところに意義がある。さらに、同条に違反する決算報告を承認する株主総会決議を無効とし、会社法830条にいう無効原因に一例を加えている。

なおYは、本件決議を無効とする本判決を不服として控訴した。控訴審は、「会社に対する債権者が、債権の存在及び額を摘示して、所定の手続によってその支払を請求した場合には、これを清算会社又は清算人において明らかに清算会社の債務となり得ないと考えたときでも、当該債権は会社法502条ただし書にいうその存否又は額について争いのある債権に該当」すると判示し、Yの主張を退けている¹¹。

二 定款の定めを欠く属人的定め

Yは、本件基本合意(第6項)に基づき、解散時に現預金、金銭債権以外の財産はなく、Xに配分すべき残余財産はないとしていたところ、Xは、「会社法504条3項は、残余財産が株主の保有する株式数に応じて分配されるべきことを定める強行規定であり、定款において属人的な定めを置く場合(会社法109条2項)を除き、これと異なる分配をすることは許されない。」と主張していた。そこで、定款変更という形式がとられていない残余財産の分配に関する属人的な定めは有効かが問題となった。

本判決は、本件における属人的定めを有効と解する論拠として、①全株主が同意している場合には定款変更のための特殊決議があったものと同視することができること、②他に権利を害される株主がいないことをあげている。さらに、③全株主の同意があるにもかかわらず定款変更という形式がとられなかったことのみをもって効力を否定することは、禁反言の見地から相当でないとも指摘している。

確かに、会社法において定款で別段の定めをおくことができるという明文規定が設けられている 場合、それは会社法の規定とは異なる定めをする ときは必ず定款で定められなければならないという趣旨を含むとも解される²⁾。

しかし、形式的・手続的な瑕疵がある場合で あっても、全株主の同意により行われた場合に は、その行為を有効とする解釈は、これまでの判 例においてもとられている³⁾。この点については 学説上議論があるものの、規定の趣旨が株主の利 害を考慮するものであり、会社債権者など他の利 害関係者を考慮する必要がない場合には、このよ うな判例の解釈を支持するのが多数であると思わ れる4)。なお、株主全員の同意によって株主総会 決議があったものとみなすためには、書面または 電磁的記録による同意の意思表示が必要であるか ら(会社319条1項)、一般論として、株主の合意 により安易に総会決議に代えることには問題があ るとの指摘もある⁵⁾。本判決の事実認定によれば、 本件基本合意は、基本合意書の締結により行われ ているようである。

本判決が示すように、会社法 109 条 2 項の趣旨は、公開会社でない株式会社においては、株主の異動が乏しく、株主相互の関係が緊密であることが通常であることから、株主に着目して異なる取扱いを認めるニーズがあるとともに、これを認めることにより特段の不都合が生じることはないと考えられるためであるとされる⁶⁾。また、属人的定めは、当事者の意思に従い設けられるものであり⁷⁾、このような定めを設ける決議を特殊決議とする会社法 309 条 4 項の趣旨は、属人的定めが株主平等原則の例外をなすものであって、そのような定めの創設は株主の利益に重大な影響を及ぼすものであるところにある⁸⁾。

さらに本件では、事業提携に係る株主間契約(本件基本合意及び本件覚書)の内容としての属人的定めがなされている。一般に株主間契約は、当事者間の債権契約として有効とされ、会社との関係においては当該契約の効力を主張できないものとされる。しかし、合弁事業に係る契約のように、契約当事者の全員が株主であるような場合にも、同様に解する必要があるのかについては、疑問が示されているところである⁹⁾。

以上の点を鑑みると、本判決のいう①②は、これまでの判例の傾向や学説にそうものと思われる¹⁰⁾。

三 会社法 502 条に違反する決算報告承認 決議の無効

1 「争いのある債務」の意義

Xは、残余財産の分配が終了していないこと、Yは、Xに対して費用支払債務を負っているのに、その弁済に必要な財産を留保しないで残余財産を分配したことにより会社法502条に違反したことを理由に、総会決議の無効を主張していた。これに対してYは、Xの主張する費用支払債務については、およそYにおいて支払うべき根拠がなく、Yの債務となる余地がないことが明らかであるから、会社法502条ただし書の「その存否又は額について争いのある債権に係る債務」に該当しないと主張していた。

本判決は、会社法 502 条の趣旨を示して、判決の要旨2の通り、会社法 502 条ただし書の適用 基準を明らかにし、「Yが負担すべき債務となる 余地がないことが明らかであるとまでは認められない」と結論づけた。

「その存否又は額について争いのある債権」とは、訴訟係属中の債権のように、債権の内容がいまだ確定しない会社の債務をいう¹¹⁾。具体的には、弁済期前の債権、条件付債権、存続期間不確定な債権、価額の不確定な債権であって、当該債権の内容につき争いがあるものがこれにあたる。また、契約の存否又は額に関する契約条項の意義に争いがある場合も同様とされる¹²⁾。

本判決が示すように、会社法 502 条は、株主の残余財産分配請求権が会社債権者に劣後するという本質的なことを明らかにする規定であり、同条ただし書は、迅速な清算手続のために、相当財産を留保することによって債権者が株主に優先することを確保した場合に限って、債務弁済前でも残余財産の分配を認めたものと解されている¹³⁾。また、債権者から経費の支払に係る根拠及び額についての主張がなされた場合、会社がその債務の存在を争っているからといって、当然に当該経費を支払うべき会社の義務がなくなるわけでもない。

これらの点に鑑みれば、本判決の示す基準には 首肯できる。

2 会社法 502 条に違反する決算報告の承認と 株主総会決議の無効

会社法 502 条に違反する残余財産の分配をし

たことを内容とする決算報告書を承認する決議 は、その内容が法令に違反するものということが できるか(会社830条2項)。本判決はこれを肯定 する。

判例は、違法な計算書類を承認する決議には、決議内容の法令違反があるとの判断を示してきた¹⁴⁾。すなわち、計算書類の作成に関する規制は会社の財政的基礎を悪化せしめるような弊害を予防するためのものであり¹⁵⁾、強行規定であるから¹⁶⁾、これに反して作成された計算書類は強行規定に違反するものであり、それを承認する株主総会決議は無効であるとする。

会社法 507 条 1 項が定める決算報告には、① 残余財産の額(支払税額がある場合には、その税額 及び当該税額を控除した後の財産の額)、② 1 株当たりの分配額(種類株式発行会社にあっては、各種類の株式 1 株当たりの分配額)を記載しなければならない(会社則 150 条 1 項 3 号・4 号)。これらの規制は、清算事務の適正性を担保するために、清算事務終了時に決算報告の作成をさせ、決算報告のモニタリングとして株主総会の承認を求めるものである 170。

これらに鑑みると、決算報告に「存否について 争いのある債権」について留保することなく残余 財産の額を記載したとき、当該決算報告は適切な ものとはいえず、これを承認する決議も違法で あって、無効であるとする本判決は、前述の判例 の趣旨にそうものということもできよう ¹⁸⁾。

●——注

- 1) 東京高判平 28·2·10 金判 1492 号 55 頁。その後、上告・ 上告受理申立てがなされている。
- 江頭憲治郎編『会社法コンメンタール 1』(商事法務、 2008年)330頁[森淳二朗]。
- 3) 例えば、最一小判昭 49・9・26 民集 28 巻 6 号 1306 頁 〔取締役と会社との取引が株主全員の合意によってされた場合には、当該取引につき取締役会の承認を要しないとされた事例〕、最三小判平 5・3・30 民集 47 巻 4 号 3439 頁 〔定款所定の取締役会の承認がない譲渡制限株式の譲渡を一人株主の承認により有効とした事例〕、最二小判平 15・2・21 金判 1180 号 29 頁 〔定款または株主総会の決議により報酬の額が定められていない場合において、株主総会の決議に代わる全株主の同意もなかったことから報酬請求権を否定した事例〕がある。
- 4)北沢正啓『会社法[第6版]』(青林書院、2001年)210頁、 424頁、江頭憲治郎『株式会社法[第6版]』(有斐閣、 2015年)237頁、440~441頁、酒巻俊雄=龍田節編代

『逐条解説会社法 2』(中央経済社、2008年)305頁[齊藤真紀]、同『逐条解説会社法 4』(中央経済社、2008年)541頁[川村正幸]など。これに対して、青竹正一『新・会社法[第4版]』(信山社、2015年)266頁は、利益相反取引の承認は、会社及び会社債権者の利益も問題となる事項であることを指摘し、全株主の同意・合意をもって取締役会の決議に代えることを認めるのは疑問があるとしている。

- 5) 落合誠一編『会社法コンメンタール 8』(商事法務、 2009年) 240頁[北村雅史]。
- 6)相澤哲『一問一答 新・会社法〔改訂版〕』(商事法務、 2009年)56頁、江頭・前掲注4)133頁。
- 7) 森・前掲注2) 329 頁。
- 8) 岩原紳作編『会社法コンメンタール 7』(商事法務、 2013年) 162頁「松尾健一」。
- 9) 議決権拘束契約違反の効果について、江頭・前掲注4) 337 頁は、契約違反の議決権行使により成立した決議は 定款違反と同視して取消の対象となり、契約に従った議 決権行使をしない株主がいる場合に他の契約当事者が意 思表示に代わる判決を求めることは契約内容が明確であ れば可能であると解すべきとされる。
- 10) 北村雅史「本件判批」法教 430 号 (2016 年) 139 頁。 弥永真生「本件判批」ジュリ 1496 号 (2016 年) 3 頁は、 ②のみを根拠に Y の残余財産分配を適法と評価すること には、疑問を示されている。なお C は、本件基本合意及 び本件覚書の後に X より株式を譲り受けた者であり、同 意の当事者ではない。そのため、 C に対しては、 Y の株 式保有割合に応じて残余財産が分配されている。
- 11) 上柳克郎ほか編代『新版注釈会社法(1)』(有斐閣、 1985年)524頁[米沢明]、奥島孝康ほか編『新基本 法コンメンタール 会社法2』(日本評論社、2010年) 470頁[得速品]。
- 12) 米沢・前掲注 11) 524 頁、得津・前掲注 11) 470 頁。 江頭憲治郎ほか編『論点体系 会社法 4』(第一法規、 2012 年) 149 頁 [阿部信一郎] には、訴訟で争いになっ ていない場合でも 502 条ただし書を適用する旨の指摘が ある。
- 13) 落合誠一編『会社法コンメンタール 12』(商事法務、 2009年) 279頁 [川島いづみ]、得津・前掲注 11) 469頁。
- 14) これに反対するものとして、大決昭 4・12・16 新聞 3082 号 9 頁。なお、江頭憲治郎ほか編『論点体系 会 社法 6』(第一法規、2012 年) 146 頁 [品谷篤哉] 参照。
- 15) 大判昭 4 7 8 民集 8 巻 707 頁。
- 16) 東京地判昭 29·11·1 判タ 43 号 58 頁。
- 17) 得津・前掲注 11) 475 頁。
- 18) 弥永・前掲注 10) 3 頁。なお、大阪地判昭 44・3・26 判タ 235 号 253 頁参照。

神奈川大学准教授 木下 崇